⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を上回る場合は、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案書及び入札書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した技術資料（以下「技術資料」という。）を添付した申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）を提出すること。入札書は、封筒に封緘したものを提出すること。

⑶　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの説明者は、原則として配置予定技術者とする。

⑷　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・防食を施した鋼材（ステンレス鉄筋、エポキシ樹脂被覆ＰＣ鋼材、ステンレスＰＣ鋼材など）に変更する提案
・プレキャスト床版の継手構造に関する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とし、入札参加者として選定しない。なお、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。評価項目①～③のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。また、評価項目①～③の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

①　管理体制・手法
②－１　品質管理
②－２　品質管理
③　安全管理

⑸　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は、評価項目①はＡ４片面２枚以内、評価項目②～③ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面11枚以内とし、文字サイズ10ポイント以上で１行あたり48文字以内、１ページあたり42行以内とする。規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」とする。また、評価項目②～③に関する提案数は、それぞれ最大３提案までとし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項　※⑷に示す「過度な技術提案」と発注者が判断したものは評価しない。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　管理体制・手法　複数橋梁の床版取替・打替を適正に実施するための施工体制について期待できる効果も含めて記述

注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。

②　品質管理

②－１　橋梁の床版（プレキャスト部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

②－２　橋梁の床版（現場打ち部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

社会的要請に関する事項

③　安全管理　高所作業における安全対策について、期待できる効果も含めて記述

・高所での作業に対して、特に道路との交差もしくは近接箇所での資機材等落下災害の防止対策、転落等労働災害の防止対策を含む。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。